

# 働くわたしの オセール

生活障害共済

就労不能保障って  
実は、死亡保障より  
大切な保障かも！



## もしも・・・今までと同じように 働けなくなったら??

### リスクは身近なところに

ストレスで難聴に

腎臓病で人工透析に

咽喉がんで声帯を切除  
筆談で

糖尿病で失明

### 減少する収入と、減らせない支出

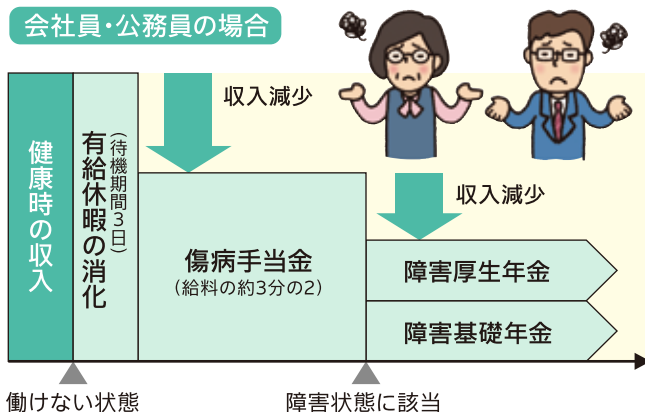
身体障害で働けなくなると  
収支のバランスが崩れます。  
これまでどおりの生活が  
送れなくなる可能性があります。

収支バランスのイメージ

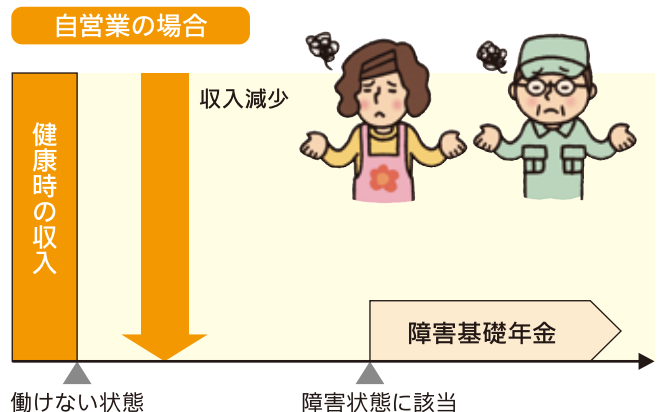
- 減らせない支出
  - 生活費 (食費・住居費・光熱費・通信費 など)
  - 教育費 (学費・習い事・学習塾 など)
- 収入
- 支出

### 公的保障だけではカバーできない部分も・・・

#### 会社員・公務員の場合



#### 自営業の場合



○傷病手当金は、標準報酬月額額の2/3相当額で、支給開始日から最長1年6か月までの支給です。  
 ○障害基礎年金は、障害等級1級・2級の状態であること、障害厚生年金は、障害等級1級・2級・3級の状態であることが受給要件です。  
 ○身体障害者手帳と公的年金の障害等級は、制度が異なるため異なります。  
 ○令和6年4月現在の法令等にもとづき掲載しています。

**ポイント1**

**身体の障害状態を幅広く保障します。**

原因が病気・ケガを問わず保障します。

**ポイント2**

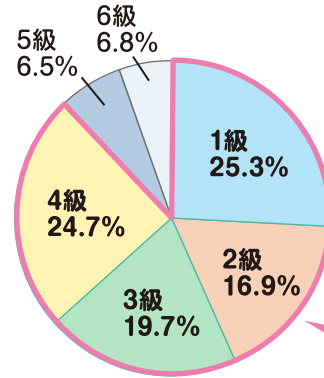
**公的な制度に連動した  
わかりやすい保障です。**

1～4級の身体障害者手帳が交付された  
場合にお受取りいただけます。

たとえば…【4級の症状例】

- 声がかすれる・上手く発音できずろれつが回らない
- 片腕で5キロ以上のものが持てない
- オフィスチェアに座ることができない
- 30分以上立ってられない など

●障害認定にあたっては、申請に基づき行政が判断します。



愛媛県で（1～6級）  
**75,500人**

■身体障害者手帳登録数（愛媛）

**18人に1人が**  
身体障害者認定を  
受けています。

4級以上の交付件数  
**86.7%**

愛媛県「身体障害者手帳交付台帳登録数（県全体延数）」令和5年3月31日現在

※端数処理の関係で、各項目の合計値は100%となりません。

**ポイント3**

**ニーズにあわせてプランを選べます。**

**継続的にささえるプラン(定期年金型)**

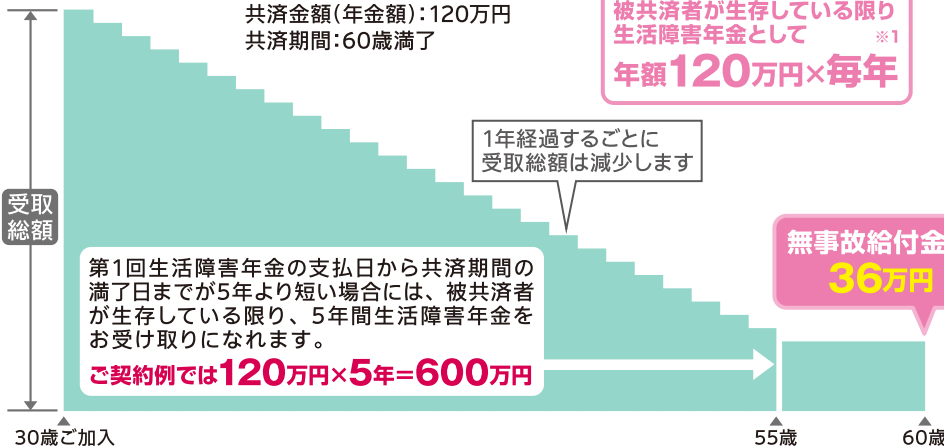
ご契約例▶加入年齢:30歳  
共済金額(年金額):120万円  
共済期間:60歳満了

身体障害者福祉法の身体障害  
状態に該当し、1～4級の身体  
障害者手帳が交付されたとき  
被共済者が生存している限り  
生活障害年金として ※1  
**年額120万円×毎年**

**まとまったお金でささえるプラン  
(一時金型)**

ご契約例▶加入年齢:30歳  
共済金額:300万円  
共済期間:60歳満了

身体障害者福祉法の身体障害  
状態に該当し、1～4級の身体  
障害者手帳が交付されたとき  
生活障害共済金として  
**300万円**



30歳ご加入

55歳

60歳

30歳ご加入

60歳

※1. 第1回生活障害年金支払日以後共済期間の満了日まで、または第1回生活障害年金支払日以後5年間のいずれか長い期間。 ※2. 第1回生活障害年金の支払がなく、共済期間の満了まで生存されているときには無事故給付金として共済金額の30%(この契約例の場合、36万円)をお支払いします。

●この共済には、死亡時における保障はありません。

●この共済には、死亡時における保障はありません。

●生活障害共済金をお支払いした場合にはご契約は消滅します。

共済掛金表

令和6年4月現在

●ご契約例：生活障害共済 定期年金型

共済金額(年金額)120万円/共済期間60歳満了/月払い 口座振替扱い

加入年齢(歳)	男性	女性	加入年齢(歳)	男性	女性
20	4,738円	4,510円	40	4,847円	4,547円
25	4,708円	4,504円	45	4,913円	4,565円
30	4,726円	4,486円	50	5,435円	5,051円
35	4,756円	4,480円	55	8,046円	7,626円

●ご契約例：生活障害共済 一時金型

共済金額300万円/共済期間60歳満了/月払い 口座振替扱い

加入年齢(歳)	男性	女性	加入年齢(歳)	男性	女性
20	669円	612円	40	987円	858円
25	720円	651円	45	1,077円	915円
30	786円	702円	50	1,206円	999円
35	873円	768円	55	1,419円	1,146円

●共済金等のお支払いは、身体障害者福祉法に定める1～4級の障害に該当し、その障害に対して、同法にもとづき1～4級の身体障害者手帳が交付された場合に限りま。

●共済金等のお支払いは、責任開始時以降に生じた病気またはケガによる場合に限りま。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせ先